

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
平成 27 年度「I.学校評価の充実」報告書

公益社団法人 広島県専修学校各種学校連盟

目 次

第1章 事業の概要	1
1 事業のテーマ	
2 事業実施期間	
3 事業の内容	
4 事業の実施体制	
第2章 事業の実施報告	2
1 研修企画会議	
2 学校評価研修の実証	
研修Ⅰ「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「学校評価を活かした 専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引 き～」の内容説明（要旨）	3
研修Ⅱ「自己評価・学校関係者評価の実施・公表に取り組んでいる学校の事例 紹介1」（要旨）	15
研修Ⅲ「自己評価・学校関係者評価の実施・公表に取り組んでいる学校の事例 紹介2」（要旨）	20
・講演・事例発表後の質疑応答	28
・研修会出席者名簿	29
・「学校評価の充実」研修会アンケート	30
・「学校評価の充実」研修会アンケート回答集計	31
第3章 事業成果と課題	33
1—(1) 事業実施の成果目標	
1—(2) 事業実施の成果と課題	
2—(1) 事業終了後の方針について（成果の活用、継続性、発展性等）	
2—(2) 事業終了後の方針について	

第1章 事業の概要

1 事業のテーマ

広島県の専修学校・各種学校の教職員を対象とした学校評価に関する研修モデルの実証

2 事業実施期間

委託を受けた日（平成27年8月28日）から平成28年3月11日まで

3 事業の内容

(1) 学校評価研修の実証

目的：研修モデルの効果及び改善点を把握するため、広島県内の専修学校・各種学校の教職員を対象として実証を行う。

対象：広島県内の専修学校・各種学校の教職員（約40名）

時期：11月上旬に1日間（1日3時間）

内容：学校評価について基本的な理解を深めるとともに、より効果的な学校評価が実施できるように、教職員研修を実施する。また、研修モデルとしての効果を検証する。具体的な内容は以下のとおり。

- ①「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」について外部講師による講演会開催。
- ②自己評価・学校関係者評価の実施・公表に取り組んでいる学校の事例紹介（2校）
- ③各校が抱えている課題の共有や疑問点の集約

(2) 研修企画会議

目的：効果的な研修とするために、実施時期、実施内容、周知方法等の詳細を検討する。

また、アンケートにより、研修実施後の成果のとりまとめを行う。

体制：（公社）広島県専修学校各種学校連盟役員校及び事務局

開催回数：3回（8月、9月、10月）

4 事業の実施体制

事業実施者の構成		
氏名	所属・職名	役割等
永見 憲吾	（公社）広島県専修学校各種学校連盟 会長	統括
坂本 登美子	広島工業大学専門学校 副校長	実務責任者
原田 優子	広島酔心調理製菓専門学校 校長	企画会議担当
堀尾 仁	広島YMCA学園 理事	研修会担当

第2章 事業の実施報告

1 研修企画会議

第1回 平成27年9月25日（金）16:00～16:30

場 所 広島パシフィックホテル

出席者 永見 憲吾・坂本 登美子・堀尾 仁・事務局

議 題 1 研修会日程について

2 講演者・発表者の選定

※本連盟理事会後に開催

第2回 平成27年11月17日（火）17:00～17:30

場 所 ダイワロイネットホテル大阪上本町

出席者 永見 憲吾・坂本 登美子・原田 優子・事務局

議 題 1 当日の進行について

2 終了後アンケートについて

※本連盟県外研修場所にて開催

2 学校評価研修の実証

研修会名：平成27年度文部科学省委託事業「学校評価の充実」研修会

開催日時：平成27年11月24日（火） 14:00 ～ 17:00

会 場：メルパルク HIROSHIMA 6階 安芸

広島市中区基町 6-36 TEL (082) 222-9867

出席者：加盟校26校 45名（別紙出席者名簿添付）

研修Ⅰ（14:10～15:20）

「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」の内容説明

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

事務局長 真崎 裕子 氏

研修Ⅱ（15:30～16:40）

「自己評価・学校関係者評価の実施・公表に取り組んでいる学校の事例紹介」2校

I G L医療福祉専門学校

教務部長代行 尾野 龍一 氏

広島工業大学専門学校

教育部長 吉本 恒雄 氏

質疑応答（16:40～17:00）

※講演及び発表の要旨・質疑応答・終了後アンケートは以下のとおり。

研修Ⅰ 「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」の内容説明（要旨）

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
事務局長 真崎 裕子 氏



特定営利活動法人私立専門学校等評価研究機構は、平成16年9月にNPO法人格として発足した。評価を行う場合、誰がどうやって、どういう基準で、どういう項目で評価するかという評価システムを決めていかなければならないが、そのシステム作りに3年くらいかかった。これが現在第三者評価を行っているシステムの基礎となっている。平成19年度に初めて8校に第三者評価を実施

し、それ以降は、東京都は第三者評価と自己評価に補助金を出しており、第三者評価に2分の1補助という制度を、それまで機構に出していた補助金を直接学校に出そうということで今まで継続している。第三者評価というのは任意でやっているものなので、平成19年から昨年度まで37校の第三者評価を行ったが、1年にすれば3～4校になる。平成27年度は募集に対して7校の応募があり実施することとしている。

専門課程を設置している専門学校については、職業実践専門課程や新学校種の話し等、いろいろな環境から各学校では学校評価に関する認識が少ずつ変わってきていると感じている。平成25年3月に学校評価ガイドラインができており、平成25年度に初めて文部科学省より、学校関係者評価のモデル評価と研修会という2本の事業を受託して実施した。その次の年からは、職業実践専門課程の第三者評価という事業を受託して、26年、27年と2年にわたり調査・研究を行っている。文部科学省も以前と比べて積極的に学校評価に取り組んでいるという現状である。

きょうは「専修学校における学校評価実践の手引き」の紹介ということであるが、この手引きは平成26年度文部科学省委託事業で、三菱総研が作ったもので、私たちも平成25年に学校関係者評価を実施するために、「学校評価マニュアル」というものを作成した。これについては文部科学省と当機構のホームページからダウンロードできるので活用いただきたい。

本日の内容

- 専修学校の学校評価制度
- 自己評価の進め方
- 学校関係者評価の効果
- 第三者評価の必要性和今後の動き

1 専修学校の学校評価制度について

①専修学校・各種学校の評価制度

自己点検評価・結果公表については、専修学校設置基準の一部改正(平成14年3月)により、自己評価の実施、結果公表、第三者による検証が規定されたが、はじめは努力義務であった。専修学校・各種学校制度は、小学校の基準を準用する形で法規定されており、この時も小学校が努力義務になることによって同様に規定されたが、「自己評価の項目、評価・分析方法」、「評価の体制、評価の公表方法」等は具体的には定められていなかった。

②自己評価実施・公表の法的義務化

その後、学校評価に係る学校教育法施行、規則等の一部を改正する省令施行(平成19年10月30日)により(この時も小学校の基準を準用する形であった)、自己評価の実施、結果公表が義務化された。また、この時に、同時に学校関係者評価の実施、結果公表の努力義務化が規定されたが、平成14年同様「自己評価の項目、評価・分析方法」、「評価の体制、評価の公表方法」等は定められていなかったため、多くの学校で、

実施の方法がわからないという声が上がっており、なかなか実施が進まなかった。

専修学校における評価実施状況

年度	自己評価		学校関係者評価		第三者評価	
	実施	公表	実施	公表	実施	公表
H22	1,647	436	802	207	172	83
H23	1,655	472	700	201	149	69
H24	1,721	541	738	233	153	67
H25	1,765	588	659	215	127	53
H26	1,912 (69.8%)	976 (35.6%)	994 (36.3%)	632 (23.1%)	175 (6.4%)	93 (3.4%)

※私立高等学校等の実態調査から※各年度5月1日時点のデータ(文部科学省)

文部科学省が平成23年に行ったアンケート結果がガイドラインの10ページに掲載してあるが、自己評価を実施している専修学校は62.2%しかなく、義務化されたにもかかわらず6割程度の実施で、実施方法がよくわからないという声が圧倒的であったことから、文部科学省によりガイドラインが示された。

広島県学事課のお話では、県内の自己評価の実施率が7割ということであったが、全国で実施が69.8%、公表が35.6%ということで、平成23年の6割から比べても、3年かけて7割を超えないという状況である。

学校関係者評価は、職業実践専門課程の認定要件になったことから36%くらいの実施になっているので、実施が進んではいるが、依然として状況が驚くほど進んでいるとは言い難い状況である。

③学校評価をめぐる動き

ただし、ガイドラインを策定したことと、職業実践専門課程の認定要件という制度化が大きく寄与していることは間違いない。特に職業実践専門課程の認定要件としての各学校の情報開示が非常に進んでおり、自己評価をもとに学校関係者評価を行っているので、自己評価そのものの質も変わってきている。ガイドラインを策定したことと、職業実践専門課程の認定要件が促進力になっている。

④学校評価ガイドラインのポイント

■自己評価・学校関係者評価・第三者評価の定義の明確化

平成25年3月に策定されたガイドラインのポイントとしては、初めて「自己評価」「学校関係者評価」「第三者評価」の定義が明確になったことである。「自己評価」は自ら実施する、「学校関係者評価」は「自己評価」を元に学校が実施する外部評価、「第三者評価」は学校とは全く関係ない評価機関の専門的な評価である。

■学校評価の目的・活用の明確化

また、学校評価の目的・活用が明確になった。評価をするためにやるのではなく、この結果を活用して学校を良くしていくという目的がはっきりした。

■学校関係者評価重視

ガイドラインの中で学校関係者評価は非常に重視されている。自己評価だけでは十分ではなく、学校関係者評価も実施すべきであり、努力義務であったものが、ここまで具体的に示されたことに一番注目した。私どもは第三者評価機関としての組織であり、基本的に自己評価を元に第三者評価があればよいという考え方であり、学校関係者評価についてはあまり注目しておらず、評価の仕組みが非常に重要視されているのはなぜかと思っていたが、職業実践専門課程の認定の要件化(平成25年8月30日)があったため、ここまで明確化されたのだと後になってわかった。平成25年3月にガイドラインが策定され、同じ年の8月には職業実践専門課程が制度化されたことから、かなりのスピードであったことがわかる。

■重点目標とPDCAサイクルの活用

評価というものは、おしなべて学校が評価項目を作って評価するというのが一般的であったが、ガイドラインで示されたのは重点目標であり、いくつか重点目標を定めて実施していこうということである。PDCAサイクルについては、実施し、評価をして、その改善点を見つけ出し、翌年の学校の教育環境に活かしていく、それを毎年繰り返していくというサイクルも明確になった。

自己評価は義務であると定められているが、年1回の実施ということは法律にも規則にも書かれていない。実際に、定められた当時は、3年か4年に1回実施という学校もあった。しかし、ガイドラインの13ページにあるように、初めて年1回実施するということが明記された。

■学校評価のスケジュール化



上記のにより、確実なPDCAサイクルが可能になり、学校教育環境や学校運営の1年のスケジュールの中に入れて実施する、学校評価のスケジュール化が示されることになった。

⑤学校評価の定義（文部科学省ガイドライン）

□自己評価

各学校の教職員が、自らの学校の状況について行う評価である。

実施・公表は法律上の義務であり、実施する項目、実施方法は学校が決める。

※職業実践専門課程の認定においてはガイドラインで示されたすべての項目の評価が求められている

□学校関係者評価

学校が選任する学校関係者により自己評価の結果を評価である。

実施・公表は法律上の努力義務であり、職業実践専門課程認定の要件となっている。

※生徒・卒業生・業界団体等へのアンケートなどは学校関係者評価ではと言えない。

□第三者評価

学校から独立した第三者が行う専門的評価である。

実施は任意である。

⑥学校評価の狙い・ポイント（文部科学省手引き 4 ページより）

□自己評価

狙い

- ・評価の過程を通じ、全教職員が学校の状況や目指すべき方向を共有する。
- ・結果の公表を通じ、学校の特色や透明性をアピールする。

ポイント

- ・特定の担当者に委ねるのではなく、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・学校が設定する重点目標に沿った項目を選定する。
- ・評価結果を公表し改善につなげる。

□学校関係者評価

狙い

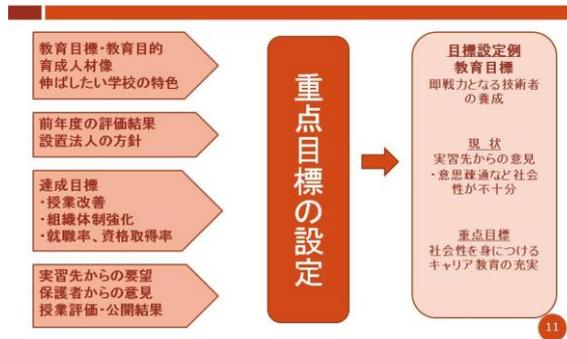
- ・自己評価の客観性・透明性を高める。
- ・評価の過程を通じ、関係者の理解と協力を得て、特色ある学校づくりをめざす。

ポイント

- ・重点目標、評価項目に照らし、ガイドラインを参照しつつ学校関係者評価委員を選出する。
- ・自己評価結果、改善取組、重点項目の取組状況等の適切性を評価する。
- ・学校の状況を理解してもらうため工夫が必要である。
- ・学校関係者が主体的に評価する。

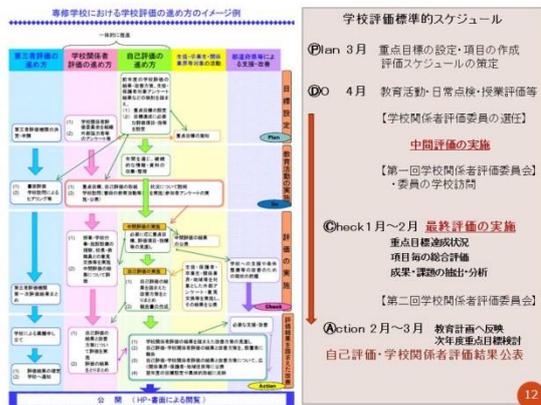
⑦重点目標の設定（文部科学省手引き 15 ページより）

重点目標の設定



重点目標の設定については、当機構が平成25年に学校評価マニュアルを作った際に考えたもので、文部科学省の手引きも引用している。

⑧学校評価標準的スケジュール



左の学校評価の進め方のイメージは、ガイドライン 19 ページに示されたものであるが、多少分かりづらいこともあり、学校が分かりやすい標準的なスケジュールを示すべきであるという意見により、単純化して作成したものである。

学校がどのように評価結果を反映させるかということを基準にして、3月から翌年3月までのスケジュールを作成しているが、あくまで参考例である。

2 自己評価の進め方

自己評価は自分で実施するので、自由にできると考えられるが、ガイドラインに示されたということ、また、職業実践専門課程を目指す学校にとっては、ガイドラインに示されたような評価をしないといけないというルールになっていることから、ガイドラインに沿って実施することで、適切に実施できるようになっている。

- ・ 学校評価の基本方針を策定する
- ・ 評価の単位と範囲（レベル）を決める

評価には、学校運営や教育活動、学生への支援、法令順守、財務等多くの様々な項目があるが、それを全体的に評価するのか、教育活動だけに重点化して評価するのかというような範囲をまず決めることが必要である。レベルについては、どういう項目で評価をするかということで、学校で策定した規定を順守しているかを評価するのか、それとも評価目標のように就職率・資格取得率、学生が身に付けた内容を評価するのか、もっと進んで、アウトカム評価という、学生がその学校で学んだことが社会に役立っているのかということまで評価するのかということを最初に決めておかなければならない。一般的に実施されている評価というのは、ガイドラインにも示されているように、取り組みの評価であるが、学習成果としての就職・資格取得も同時に評価する必要がある。そ

の後、(ア) から (キ) の順で進めることとなる。このことは文部科学省手引きにも示されている。

- (ア) 学校評価の推進体制をつくる
- (イ) 評価スケジュールを策定する
- (ウ) 重点目標を設定する
- (エ) 評価項目・評価指標を決める
- (オ) 中間評価を実施する
- (カ) 評価結果をまとめ・公表する
- (キ) 評価結果を学校運営等の改善に活用する

①基本方針を策定する

・実施の目的・実施方法について基本的な考え方を内外に明らかにする。

担当者だけが行うものではなく、学校全体として取り組むということを示す必要がある。

【「学校評価」実施方針 策定例】

- 1 学校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等への取組が適切に行われたかについて自己評価を行い、学校運営等の課題について、継続的に改善を図るとともに、評価結果を公表する。
- 2 自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置学科に関連する企業・団体、卒業生、保護者など、学校と密接に関係する者の理解促進を図り、継続した連携協力体制を確保するため、業界関係者、卒業生、保護者等学校関係者から規程に基づき選任した委員による「学校関係者評価委員会」を設置し「学校関係者評価」を実施する。

当該委員会の委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組をホームページに掲載し広く社会へ公表する。

②学校評価の推進体制をつくる

学校評価の推進体制をつくる



学校によって、臨時的でも、新たに作るのでもよいが、実施推進のための組織を作る必要がある。学校には非常に多くの校務分掌委員会等が存在しており、その中の一つを活用するという事も考えられる。

③評価項目・評価指標（ガイドライン抜粋）

評価項目・評価指標（ガイドライン抜粋）

項目	指標	項目	指標
教育理念	理念・目的・育成人材像は定められているか	学生支援	進路・就職に関する支援体制は整備されているか
目的・人材	学校における職業教育の特色はなにか		学生相談に関する体制は整備されているか
育成像	社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか		学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか
学校運営	目的等に沿った運営方針が策定されているか		学生の健康管理を担う組織体制はあるか
	事業計画に沿った運営方針が策定されているか	学生の生活環境への支援は行われているか	
	運営組織や意思決定機能は、規則等において明確にされているか	保護者と適切に連携しているか	
	人事、給与に関する制度は整備されているか	卒業生への支援体制はあるか	
教育活動	教務・財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか	教育環境	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備しているか
	情報システム化等による業務の効率化が図られているか		学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修の場等について十分な教育体制を整備しているか
	教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか	学生の受入れ募集	防災に対する体制は整備しているか
	学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか		学生募集活動は適正に行われているか
関連分野の企業・関係施設等・業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直しが行われているか	学生募集活動において、資格取得・就職状況等の情報は正確に伝えられているか		
関連分野における実践的な職業教育が体系的に位置付けられているか	学生納付金は妥当なものになっているか		
学修成果	授業評価の実施・評価体制はあるか	財務	中長期的に学校の財務基盤は安定しているか
	職業に関する外部関係者からの評価を取入れているか		予算・収支計画は有効かつ妥当なものになっているか
	成績評価・単位認定の基準は明確になっているか	法令等の遵守	会計監査が適正に行われているか
	資格試験の指導体制、カリキュラムの中で体系的な位置づけはあるか		財務情報公開の体制整備はできているか
人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか		
就職率の向上が図られているか	個人情報に関しその保護のための対策が執られているか		
資格取得率の向上が図られているか	社会貢献 地域貢献	自己評価の実施と問題点の改善に努めているか	
退学率の低減が図られているか		自己評価結果を公表しているか	
卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか		学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか	
		学生のボランティア活動を奨励・支援しているか	16

重要なことは、評価項目、評価基準がないと評価することができないということで、文部科学省ガイドラインに例として示されている。11の大きな項目と、65の指標からなっており、非常に多いという印象であるが、評価項目がないと評価できないので、各学校で作る必要があるが、学校の実情に合わせて追加、削除により、自校の項目と指標を作成することもできる。ただし、職業実践専門課程を目指す学校にとっては、ガイドラインに示された評価をしなくてはならないので注意が必要である。

④自己評価結果のまとめ・公表・活用

機構流自己評価報告書の作成・記述方法

小項目（指標）毎に記述を例として

評価小項目（指標）	A 考え方・方針目標	B 現状・具体的な取組等	C 課題と解決方向	D の確認資料
理念・目的・育成人材像は定められているか	小項目について学校の基本的な考え方、方針、目標を簡潔に記述する。	考え方等に基づき、具体的に取組んでいる内容、現状を簡潔に記述する。	考え方等と具体的な取り組みとの状況から、不十分である事項、さらに課題として認識したことを簡潔に記述する。	現状を確認する資料等の名称を記述する。

点検中項目総括	特記事項(特徴・特色・特殊な事情)
小項目の点検・評価結果を総括して、中項目毎に評価所見を記述する。	中項目に関連して、学校の特徴・特色・特殊な事情を記述する。

18

どのような形でとりまとめ、評価結果を表すかということが重要である。また、様式・フォーマットが必要になる。公表を前提とすると、ひとつのルールに基づいて表現することになり、項目ごとに書き方が違うというようなことがないようにしなければならない。

・報告書の構成・様式を決める

参考例であるが、機構では左記のようなフォーマットを作成しており、会員校には

このフォーマットを使用して報告書を作成するようお願いしている。

■評価項目「教育方法・評価等」に次の小項目を設定した場合

- ・教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか
- ・教育課程について外部の意見を反映しているか
- ・キャリア教育を実施しているか
- ・授業評価を実施しているか

この小項目に基づき、次のようなフォーマットを作成して、ア考え方・方針目標、イ現状・具体的な取組等、ウ課題と解決方向、エ（イ）の確認資料 について記載していく。

これを見た人は、学校にとって何が課題で、それを今後どうして行こうとしているかわかる。

点検小項目	ア考え方・方針目標	イ現状・具体的な取組等	ウ課題と解決方向	エ（イ）の参照資料
3-9-1教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか	学科毎の育成人材像や教育目標の達成に向け、体系的な教育課程編成を行うことを方針としている。	一般科目と専門科目の構成、講義、演習、実習の配分、時間数などについて学内に「教育課程編成委員会」を設置して体系的な教育課程づくりを取組んでいる。	教育課程の検証について一部の授業科目で授業評価を行っているが組織的統一的な取組が必要である。	教育課程編成委員会資料及び議事録 学則、学生便覧 シラバス 授業評価アンケート集計表
3-9-2教育課程について外部の意見を反映しているか	実践的な職業教育機関として教育課程編成にあたり関連する業界・団体・就職先・卒業生など外部の意見を反映することは重要であると考えている。	「教育課程編成委員会」の委員として企業・団体からの委員選任を行っている。企業委員から実習についての意見があり、関係学科において検討の上、見直しを行った。実習機関へのアンケート調査、就職先等へ意見聴取も行って、教育課程編成に意見を反映させている。	「教育課程編成委員会」委員の選任では企業のみでなく、職能団体へも委員就任を依頼し、多様なメンバーでの審議が必要である。選任手続を進めたい。就職先への意見聴取は、個別の聴取に留まっており、総合的に意見交換を行う場の設定を検討している。	教育課程編成委員会資料及び議事録 実習機関へのアンケート調査票 就職先へのヒアリング表
3-9-3キャリア教育を実施しているか	専門的知識・技術・技能に加えて、社会人に必要な基礎力を修得するキャリア教育が重要であると考えている。	「ビジネスマナー」や「職場のコミュニケーション」などの授業科目を開設している。	現在の授業科目のみでは不十分であり、キャリア教育科目の体系化を図るための検討組織を来年度設置する。現在、委員構成等検討している。	該当科目のシラバス キャリア教育検討委員会設置要綱案
3-9-4授業評価を実施しているか	授業の改善のためには、教える立場の視点のみでは十分でなく、学習者の視点での評価が不可欠であると考えている。	平成19年度から専任教員の担当科目について学生にアンケート調査を実施している。結果は、教員毎にフィードバックしている。教員は結果を適宜、授業改善につなげている。	実施の範囲が専任教員に限られていること、必ずしも正確な評価でないケースもある。現在、組織的統一的な評価方法の考案と実施について検討している。	アンケート様式 集計結果表 授業評価検討PT資料

また、機構では、この自己評価のフォーマットをそのまま第三者評価にも使用しており、同じ項目で第三者評価を実証している。これは私どもも会員組織のため、毎年この項目で自己評価を継続して、5年に1回第三者の目で見ただけという理由で、毎年項目が違えば、学校も実証するのが大変になるということもある。あくまでひとつの参考例である。

文部科学省ガイドラインには、1～5の数字で表す評定欄を用いた例が挙げられているが、私どもは基本的にはこのフォーマットを使い、学校が現在行っていること、これから行おうとしていることを分析して記載することを目標にしている。私どもも同様に評定欄を用いたフォーマットも作ってはいるが、評定の数字そのものの基準が不明確なので、それを使うのは難しいと考えている。ただし、評定欄を使用した方がわかりやす

いという学校もあるので2種類のフォーマットを用意して紹介している。
その後、下記のように小項目を総括的に中項目にまとめるという様式になっている。

点検中項目総括	特記事項(特徴・特色・特殊な事情)
<p>学科毎の育成人材像や教育目標の達成に向け、適切な教育課程を編成するために「教育課程編成委員会」を設置している。設置学科に関連する企業等のニーズに的確に対応するため、関連する企業から委員を選任して審議を行い、教育課程編成に外部意見を取り入れている。今回、企業委員から実習等の見直しについての意見があり、関係学科において検討の上、来年度の教育課程編成に反映させた。</p> <p>キャリア教育の実施では一部授業科目を開設しているが、学んだ知識・技能・技術を職場において十分に生かして活躍できるよう、社会人として必要な内容として、マナー・職場の人間関係など授業科目を体系化する必要がある、検討組織を来年度から発足させる。</p> <p>授業改善に不可欠である「授業評価」への取組について、実施範囲の拡大、組織的・統一的な評価方法の確立を目指す。 また、結果を十分生かすことができるよう分析方法も考察する。</p>	<p>本校が設置している「教育課程編成委員会」の委員構成には、設置学科に関連する企業関係者委員〇〇人を加えていることが特徴である。</p> <p>企業委員からは、実習のあり方や新たな法制度への確な対応等時宜を得た意見が提案されている。</p> <p>本校では、それらの意見に対して関係学科においてスピード感を持って対応することを心がけている。</p>

21

・評価項目全体の取りまとめ

評価書作成のまとめ

⇒ 数は多くとも、具体性の高い小項目を地道に埋めることが近道

No.	点検小項目	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
03-9-1	授業評価を実施しているか				

①「考え方・方針」は評価の基準ともいえるもの。学校としての考えを明確にする。指標などとのおりであれば同じ内容でもよい。評価機構の項目では評価の観点と同じでよい。

②現状を率直に、なるべく具体的に書く。参照資料が具体的であればそれでもよい。ここで、②の記述が①と整合がとれているか点検。①の方針と一致した②へ向かうことが当然であるから、整合がとれていないなら、その整合をとるのが課題であり、そのように書くべき

③ ②のところに書いた通り、考え方・方針と現状が一致しない部分が課題。それは率直に書くべき。また、課題を記述した場合は、その解決に向けた方針や、解決方法、解決時期の目標などを明らかにすべき。

④ 参照資料をきちんと整備し、ここに記述した名称と一致させて参照しやすいようにすることが大切。将来の第三者評価も見据えて。

3-9-1 授業評価を実施しているか

評価の観点	チェック項目
1 学生等による授業評価から得られる情報は教育システムの確立・見直しにとって有用なものである。実験的な職業教育を行うため、卒業生・学科に関連する企業等による授業評価を積極的に実施して評価結果を教育課程の改定や授業改善に活用する必要もある。	<input type="checkbox"/> 授業評価を実施する体制を整備しているか <input type="checkbox"/> 学生に対するアンケート等の実施など、授業評価を行っているか <input type="checkbox"/> 授業評価の実施において、関連業界等との協力体制はあるか <input type="checkbox"/> 教員にフィードバックする等、授業評価結果を授業改善に活用しているか

1 評価項目の内容との整合性を図る
 2 アイウの書きわけ要注意
 3 記述は具体性が勝負を決める
 4 ウ欄(はいつまでに、どのように、誰が実施するのか)学校の考えしつかり明記する
 5 記述を確認する資料は重要資料がなければ実施を客観的に証明できない(特に第三者評価では)

22

最初からすべて実施しようとする項目が多すぎて負担感が生じるので、学校が重要視している項目から始めていけばいいと考える。また、実証した学校によると、最初は大変だが、2年目になると基礎があるので、課題で掲げたものを次年度にどうしていくかを PDCA サイクルでつなげていけばいいので、定着化すると負担が少なくなるという意見が出てきている。

その他、以下の（ア）から（カ）も必要となる。

- （ア）記述内容の検討・調整・報告書の作成
- （イ）報告書の監修
- （ウ）公表用報告書の作成（同じでも可）
- （エ）学校関係者評価委員会への説明資料作成
- （オ）結果の活用（学校関係者評価結果を踏まえる）
- （カ）改善策・スケジュール・役割分担・進捗管理

3 学校関係者評価の効果

学校関係者評価 については、平成19年に努力義務化 になったが、平成25年に職業実践専門課程の認定要件化 になったことで、ほとんど義務化されたも同様の制度になったと多くの学校関係者が捉えていると思われる。

①学校関係者評価での指摘を踏まえた改善内容

平成26年度に文部科学省が実施した職業実践専門課程実態調査アンケート結果の中で回答が多かったものは、以下のとおりである。

- ・教育課程の見直し・改善
- ・学校情報の公開
- ・危機管理体制の見直し・改善
- ・課外活動の推進や学校行事に対する取組
- ・地域交流の拡充
- ・卒業生の状況の把握や早期離職防止のための取組
- ・身につけるべき社会人基礎力の見直し
- ・最新技術、設備の導入

など、様々な部門で学校関係者評価委員の先生からいろいろな指摘があることが見てとれる。これは、ガイドラインに沿った評価を行っているため、学校の隅々まで見ていただいているということもよくわかる。

②学校関係者評価の実施・公表の効果

平成26年度に文部科学省が実施した職業実践専門課程実態調査アンケート結果によると、

- ・実践的・専門的な知識等の学校運営への反映
効果がみられている 29.5% ややみられている 51.3%
- ・学校運営の組織的・定期的な見直し
効果がみられている 38.7% ややみられている 44.1%
- ・教職員の学校運営への参画度合いの向上

効果がみられている 21.8% ややみられている 54.5%

- ・企業等側の学校理解の向上

効果がみられている 38.0% ややみられている 46.8%

企業の方が評価委員会に参画することによって、学校の内容をよく理解して協力しようという姿勢が表れている。東北のある県で同様の研修会があったが、本日と同様に学校の事例発表があり、学校関係者評価を実施、公表したことにより志願者数が増えたという効果を発表されて、初めてのことで驚いたが、評価によって志願者数が増えたのではなく、評価の結果、改善したことによって増えた、学生の募集活動について、学校関係者評価委員から、学校がやっている取り組みの開始時期、実施方法を改善すべき、また、学校の良さをアピールすべきだとさかんに指摘があり、その意見を取り入れ、改善した結果、志願者が増えたという事例発表で、まさに評価の効果だと実感した。評価のメリットは何かと尋ねられるが、このように目に見えて現れることがあることに驚いている。外部に説明する資料の作り方が上手になったというような内部的な効果があることは聞いているが、外部的な効果もあることも実感した。

4 第三者評価の必要性と今後の動き

①第三者評価と学校関係者評価の相違点

- ・学校関係者評価は評価項目・評価基準・評価者を**学校が選んで**開催する。
- ・学校関係者評価は保護者等から率直な意見、きめ細かな意見が期待される半面、事実関係の確認など、客観性・公正性に欠ける面がある。
⇒企業関係者等委員からの教育内容等への意見が期待されている。学校関係者評価委員会はいわば「学校応援団」。
- ・第三者評価はそれらすべてを**評価機関が選んで**実施する。
- ・第三者評価は、評価部会が事実関係について資料・ヒアリング等で確認できるなど客観性・公平性では優れているが、あくまでも学校を機関として捉え、評価基準に従い総合的な評価を行っている。
⇒分野別評価などの必要性が指摘されている。

専門学校にとっての第三者評価が位置づけは、法的にはあくまでも任意であり、ここ何年かで義務になることはないと思える。

ただし任意といっても職業実践専門課程にかかる第三者評価システムを作ろうという動きが文部科学省側にもあり、職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進事業という、調査・研究の委託事業で、平成26年度は8分野、27年度は11分野の第三者評価システム構築に取り組んでいる。

【取り組んでいる分野】

- ・ファッション分野・情報IT系分野・ゲーム・CG分野・美容分野・介護分野
- ・OT/PT養成分野・自動車整備士養成分野・柔道整復師養成分野・調理師養成分野
- ・動物系職業分野・観光分野

学校全体を見ていく評価に加えて、専門学校の特色を活かした分野別評価をどのように捉えて組み込んでいくかという取り組みである。私どもも柔道整復師養成分野において、柔道整復師養成団体と一緒に評価システムを作っている。この動きは来年度の概算

要求で予算を要求しているので、今後標準化して多くの分野に広げていこうという動きである。ただし義務化ということではなく、専門職大学と言われる新しい学校種が中教審で議論されているが、職業実践専門課程は新たな学校種の先導的試行としてスタートしたが、昨年度の有識者会議の結論が、大学の体系の中で新しい学校を作ることになり、私見かもしれないが、職業実践専門課程と直接つながるものではないということが明らかになり、中教審や、最近の生涯学習政策局の方の話を見ると、明確に分けていと感じられる。その中で、大学型の新しい専門職大学は認証評価、第三者評価が導入されることははっきりしている。質の保証も向上もかなり明確に定められた基準によって作られる学校ということは間違いなく、設置基準上もかなりハードルが高いということも多分本当のことだと思う。そういう動きの中で、職業実践専門課程を含む専修学校はどういう質の向上を考えていけばいいのかということが今後の非常に重大な課題になってくる。そのひとつの方法として何らかの第三者評価的な取り組みが必要になってくる。このことを文部科学省の方もいろいろな会議で話されている。

②第三者評価の必要性

- ・自己評価・学校関係者評価だけで十分か。

自己評価・学校関係者評価の、評価基準、評価者は学校側で決めたものである。校内での時系列での評価としては有効だが、学校間で特徴をアピールするためには有効ではない。

- ・第三者評価が制度化される理由としては以下のことが考えられる。

規制緩和による設置認可コストの分散

単位互換制度の根拠としての質保証

グローバル化

評価には公平性・客観性・公開性が保証される仕組みが必要

③重要性を増す専修学校における学校評価

評価というものを学校にいち早く根付かせることが重要。「評価文化」と言って学位授与機構の川口先生が提唱しているが、評価というものに価値を見出して次の行動を選択していく、こういう文化のない学校は実際にはないと思える。どんな組織でも今やっていることを改善して向上させていくことが組織の在り方、仕組みである。それをいかに実感して認識していくかを評価という形で定着させていくことが必要。いち早く定着させて公表、情報提供をする学校が評価される。ホームページでいろんな情報が公開されているので、それを見比べればその学校の取り組みというのははっきりするという流れになっているので、早く定着させ、活用して志願者増に結び付けるというような改善を図ることが必要であり、それが評価の最大のメリットであると思う。

研修Ⅱ 「自己評価・学校関係者評価の実施・公表に取り組んでいる学校の事例紹介1」(要旨)

I G L 医療福祉専門学校
教務部長代行 尾野 龍一 氏

自己評価・学校関係者評価の事例紹介

I G L 医療福祉専門学校の取り組み
教務部長代行 尾野龍一

本校は、平成26年4月にI G L健康福祉専門学校とI G L医療専門学校の2校が統合、名称変更を行った。

学科は、介護福祉士を養成する介護福祉学科、はり師・きゅう師を養成する鍼灸学科、柔道整復師を養成する柔整学科、歯科衛生士を養成する口腔保健学科、留学生に日本語教育を行う日本語学科があり、今年4月には国際教養コミュニケーション学科を開設した。

この内、介護福祉学科、鍼灸学科、口腔保健学科の3学科は職業実践専門課程の認定を受けており、柔整学科も今年度申請を行った。

現在、435名の学生が在籍しており、常勤の教職員は40名。

自己評価・学校関係者評価の目的

専修学校における自己評価・学校関係者評価の目的は、教育の質保証・向上にある。職業実践専門課程を申請するために、必ずこの自己評価・学校関係者評価を行わなければならないことから、この目的を念頭に置いて実施し、出てきた問題点を改善し、次年度に生かすことで、質の保証向上に向かって行き、質の高い学生を社会に送り出すことができると考えており、形式だけにならないようにすることが大事である。

自己評価について

自己評価報告書作成までの流れ

本校が今年度作成した、自己評価報告書の作成の流れについては、平成26年6～8月にかけて、各学科が3年間の中期計画を作成した。これは各学科の3年間の計画を示したもので、3年間でどのように学科を運営していくか、目標や、それを達成するための手立てを示したものになる。

その後、常勤の教職員が自己申告書を作成。これは、中期計画に基づいて、各教職員がこの1年の目標と目標達成のための手立てを書いたものになる。

本来は4月に作成するのが望ましいが、学校が4月に統合した影響で26年度はこのタイミングとなった。

9月には学生に対して前期授業アンケートを実施。これは、常勤、非常勤すべての教科を対象に行った。

10月に校長から各教職員に自己申告書の指導と助言が行われた。

自己申告書

様式第1号 2015年度 自己申告書 (新規採用)

所属	201 国際福祉専門学校	校務室	氏名	姓	名	性別	男・女	年齢	歳	在職年数	年	月	雇用形態は年度末で記入
<small>(教育施設、校務、教育目的) 勤務開始日：日 月 年 曜日 勤務時間：時 分 秒 勤務場所：〒 市 区 町 丁目 番 号 備考欄に記入してください。また、福祉と国際に関する専門知識を身につけ、国際で活躍する人材の育成、および 国際・文化理解の身に付けた外国人留学生の育成を行うことにより、世界のなかで活躍する国際社会に貢献する。</small>													
<small>(教育施設、校務、教育目的に対する新規採用) (伊中関係の成否を記載)</small>													

	年度計画		中間報告(10月末日時点)		年度報告	
	今年度の目標	目標達成のための取組	取組の内容及び進捗状況	進捗	1年を振り返った際の評価	進捗
教育計画	(追加・修正)					
国際福祉関係の国際化推進	(追加・修正)					
校務・教育目的	(追加・修正)					
その他(国際化推進、国際関係)	(追加・修正)					
備考欄						
提出日						

*別紙の大きさは、日本工業規格A4用紙とする。



上は自己申告書の様式で、項目は教育計画、国家試験、各種検定対策、就職・進学指導、学生募集、校務運営・評価、研修がありそれぞれについて、各教職員が目標とそれを達成するための手立てを記入する。

校長からの指導・助言は指導・助言の項目に記入される。

26年度は4月作成が8月にずれ込んだため、10月末の中間申告を実施しなかったが、本来は10月末時点での中間報告も行う。27年度は実施している。

3月末で最終申告を行う。

その後は以下の流れで実施。

平成27年2月 平成27年度 事業計画作成

平成27年2月 後期授業アンケート実施

平成27年4月 各教員 自己申告書提出 (平成26年度の最終申告と、平成27年度の目標・手立てを作成)。

平成27年5月 平成26年度 事業報告

ここまでの流れをふまえて、5月に自己評価報告書を作成した。

昨年度は、文部科学省 専修学校における学校評価ガイドラインに準拠したものを使用して作成したが、今年度は、私立専門学校等評価研究機構 専門学校等評価基準 Ver 4.0に準拠して作成している。これは、将来、学校関係者評価から第三者評価に移行することを見ずえて、この形で作成した。

次ページは自己報告書の目次の一部で、基準1～10までの項目がある。

自己評価報告書

目次

教育目標と本年度の重点目標の評価.....	1	基準5 学生支援.....	21
基準1 教育理念・目的・育成人材像.....	2	5-16 就職等進路.....	22
1-1 理念・目的・育成人材像.....	3	5-17 中途退学への対応.....	23
基準2 学校運営.....	4	5-18 学生相談.....	24
2-2 運営方針.....	5	5-19 学生生活.....	25
2-3 事業計画.....	6	5-20 保護者との連携.....	26
2-4 運営組織.....	7	5-21 卒業生・社会人.....	27
2-5 人事・給与制度.....	8	基準6 教育環境.....	28
2-6 意思決定システム.....	9	6-22 施設・設備等.....	29
2-7 情報システム.....	10	6-23 学外実習、インターンシップ等.....	30
基準3 教育活動.....	11	6-24 防災・安全管理.....	31
3-8 目標の設定.....	12	基準7 学生の募集と受入れ.....	32
3-9 教育方法・評価等.....	13	7-25 学生募集活動は、適正に行われているか.....	33
3-10 成績評価・単位認定等.....	14	7-26 入学選考.....	34
3-11 資格・免許の取得の指導体制.....	15	7-27 学納金.....	35
3-12 教員・教員組織.....	16	基準8 財務.....	36
基準4 学修成果.....	17	8-28 財務基盤.....	37
4-13 就職率.....	18	8-29 予算・収支計画.....	38
4-14 資格・免許の取得率.....	19	8-30 監査.....	39
4-15 卒業生の社会的評価.....	20	8-31 財務情報の公開.....	40



基準3-9 教育方法・評価等の項目を例として取り上げた。

自己評価報告書

3-9 (1/1)

3-9 教育方法・評価等					
小項目	※点検進捗	ア 考え方・方針・目標	イ 現状・具体的な取組等	ウ 課題と解決方向	エ イの参照資料等
3-9-1 教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか	4	厚生労働省指定基準に基づいて教育課程を編成している。本校独自の教育内容を盛り込む。	厚生労働省指定基準に基づいて教育課程を編成している。本校独自の教育内容を盛り込んでいる。	本校独自の教育内容を盛り込み、教育成果を高める。	シラバス 教育課程表 (おたふら表)
3-9-2 教育課程について、外部の意見を反映しているか	4	業界等関係者に参加をさせていただき教育課程編成委員会を実施して、外部意見を反映させる。	現場実習、臨床実習で現場の声を聴くとともに、業界関係者の声を聴いて、教育課程を編成する。	普段の授業に業界等の求める内容を教材化する。	シラバス 教育課程編成委員会での提言に対する取り組み
3-9-3 キャリア教育を実施しているか	2	専門知識・技術・技能に加えて、社会人に必要な基礎力を修得するためにキャリア教育が重要であると考えている。	通常カリキュラムに加え、コミュニケーションに特化した特別講義を実施している。	現在の授業のみでは不十分でありキャリア教育の体系化を図ることを検討する。	シラバス
3-9-4 授業評価を実施しているか	2	授業改善のためには、教える立場の視点のみでは十分でなく、学習者の視点での評価が必要であると考えている。	授業アンケートを実施している。集計結果の活用は教員個々に任している。	授業アンケートの実施方法、活用方法について教務委員会で検討している。	
※点検進捗 4:優れている 3:適切である 2:やや不適切 1:改善が必要					
中項目総括			特記事項 (特徴・特色・特殊な事情等)		
授業は、厚生労働省指定基準準拠教育課程に基づいて運営されている。枠組みは安定しているが、独自性を盛り込むことは可能なので、教育効果を高めるために工夫していく。キャリア教育・授業評価は組織的に実施されているとは言い難い。			学科会の独自性が強く、透明度が高くない。統年初年度であるので、「学生が主役」を学科毎に実現する教育活動を展開していく。		

最終更新日付 2015年5月24日 記載責任者 野村 敏之



小項目、ア 考え方・方法・目標、イ 現状・具体的な取組等、ウ 課題と解決方法、エ (イ) の参照資料等で構成しているが、点検進捗という数値欄を入れており、4は優

れている、3は適切である、2はやや不適切、1は改善が必要となっている。その他、中項目総括と特記事項（特徴・特色・特殊な事情等）も記載している。

自己評価報告書は本校ホームページで公開しており、「情報公開」のバナーをクリックすると自己評価報告書と学校関係者評価を見ることができる。

学校関係者評価について

学校関係者評価委員会 委員

学校関係者委員会の委員は、学科ごとに、各分野の施設・企業の方4名、近隣の高校の校長、卒業生（同窓会会長）各1名、合計6名にお願いした。

学校からは事務局として、校長以下教職員7名が委員会に出席している。

学校関係者評価委員会

今年度は、学校関係者評価委員会は2回開催した。第1回を6月21日（日）、第2回を9月13日（日）に開催している。委員の方の都合を考え日曜日に開催。

第1回学校関係者評価委員会の内容は、1自己紹介の後、委員長を選出。2事務局から平成26年度自己報告書の説明と質疑応答が行われた。3学校関係者評価委員が作成する、平成26年度学校関係者評価シートの説明が行われ、8月31日までに各委員が記入し学校に返信することとした。返信されたシートを事務局がまとめ、委員長に郵送した。

学校関係者評価シート

平成26年度 学校関係者評価シート

学校関係者評価委員会

大項目	点検・評価項目	自己評価 4:優れている 3:適切である 2:やや不適切 1:改善が必要	点検・評価項目総括	特記事項 (特徴・特色・特殊な事情等)	学校関係者委員の評価 4:優れている 3:適切である 2:やや不適切 1:改善が必要	学校関係者評価委員会からの返信状況
基 準 的 1 育 成 人 材 意 念	1-1 理念・目的・育成人材像 ①理念・目的・育成人材像は、定められているか ②育成人材像は毎分分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか ③理念等の達成に向け特色ある教育活動に取り組んでいるか ④社会のニーズ等を踏まえた将来構想を描いているか	3.5				
基 準 2 学 校 運 営	2-2 運営方針 ①理念等に向けた運営方針を定めているか	4				
	2-3 事業計画 ①理念等を達成するための事業計画を定めているか	4				
	2-4 運営組織 ①設置法人の組織運営を適切に行っているか ②学校運営のための組織を整備しているか	3				
	2-5 人事・給与制度 ①人事・給与に関する制度を整備しているか	2				
	2-6 意思決定システム ①意思決定システムを整備しているか	4				
	2-7 情報システム ①情報システム化に取り組み、業務の効率化を図っているか	3				
	基 準 3 教 育 活 動	3-8 目標の設定 ①理念等に向けた教育課程の編成方針、実施方針を定めているか ②学科毎に修業年限に応じた教育到達レベルを明確にしているか	4			
3-9 教育方法・評価等 ①教育目的・目標に沿った教育課程を編成しているか ②教育課程について、外部の意見を反映しているか ③キャリア教育を実施しているか ④進路評価を実施しているか		3				
3-10 成績評価・単位認定等 ①成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか ②作品及び技術等の発表における成果を把握しているか		3				
3-11 資格・免許の取得の指導体制 ①目標とする資格・免許は、教育課程上で明確に位置づけているか ②実施・免許取得の指導体制はあるか		4				
3-12 教員・教員組織 ①資格・免許を備えた教員を確保しているか ②教員の資質向上への取り組みを行っているか ③教員の組織体制を整備しているか		3.3				



前頁が、学校関係者評価シートの1部であるが、基準1～10まであり、全部で3枚になっている。

空欄となっている部分にそれぞれの委員が記入し、各委員から送られてきたシートを委員長が集約し、案を作成する。

第2回学校関係者評価委員会では、最終的な学校関係者評価報告書を作成した。1委員長が各委員の意見を集約し案を提示し、2案をもとに委員会で協議を行い、3最終的な報告書を作成した。

できあがった報告書はホームページで公開している。

今後の課題

- ・自己評価報告書

作成者をどうするかが一番のポイント。今回はほぼ校長が作成したが、次年度は検討が必要。

- ・自己評価報告書

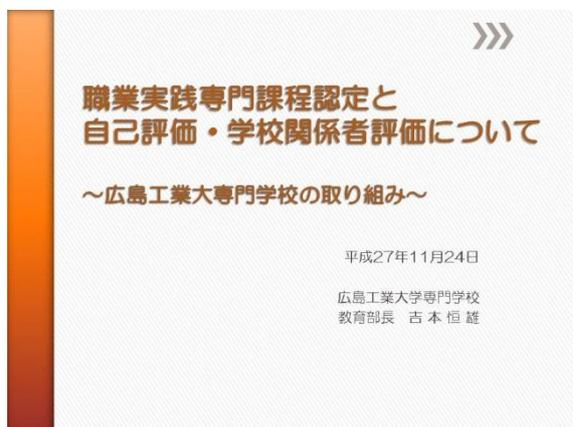
作成時期、今回は5月に作成、6月に完成したが、もう1～2か月早めに作成したい。

- ・第三者評価に向けて

学校関係者評価の課題をクリアして、第三者が見ても大丈夫という学校作りが必要。

研修Ⅱ 「自己評価・学校関係者評価の実施・公表に取り組んでいる学校の事例紹介2」(要旨)

広島工業大学専門学校
教育部長 吉本 恒雄 氏



自己評価・学校関係者評価の位置づけ

文部科学省の第三者評価の意義・定義等において、「自己評価」は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加して、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

また「学校関係者評価」は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

さらに「第三者評価」は、学校運営に関する外部の専門家が中心となり、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営全体について、専門的視点から評価を行うものと位置付けられる。

先ほどの真崎事務局長のお話の通りであるが、このように位置づけられている。

職業実践専門課程と実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化

さらに、文部科学省のホームページにおいて、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会を閲覧すると、「自己評価」「学校関係者評価」「第三者評価」の必要性について求められており、我々は安穩としておれない状況にある。

広島工業大学専門学校の取り組み

広島工業大学専門学校の教育情報の公開

本校では、学校ホームページに「情報公開」として、以下の内容を公開している。

- (1) 学校の概要、目標及び計画
「建学の精神・教育方針」「校長」「沿革」「所在地」「学校運営計画 (PDF)」
- (2) 各学科等の教育
「募集学科・定員・修業年限 (PDF)」 「教育課程表 (PDF)」 「履修 (PDF)」
「取得可能資格」「資格取得状況」「就職状況」
- (3) 教職員
「教員紹介」

- (4) キャリア教育・実戦的職業教育
「インターンシップ」「就職支援」
- (5) 様々な教育活動・教育環境
「学校行事」「クラブ活動」「ボランティア活動 (PDF)」
「広島工業大学編入学制度」「施設・設備」
- (6) 学生の生活支援
「学生の生活支援 (PDF)」
- (7) 学生納付金・修学支援
「学費等」「奨学金等」
- (8) 学校の財務
「財政状況」
- (9) 学校評価
「自己評価報告書 (PDF)」「学校関係者評価 (PDF)」
「教育レポート (PDF)」(1年間の活動をレポートとしてまとめたものを毎年作成している。
- (10) 国際連携の状況
「国際連携 シンガポール研修」「ベトナム研修」「海外インターンシップ」
「国際交流の状況 (PDF)」
- (11) その他
「生涯学習への取り組み(PDF)」

鶴学園 建学の精神・教育方針

本校は、学校法人鶴学園の関連校ということで、建学の精神「教育は愛なり」、教育方針「常に神と共に歩み社会に奉仕する」をベースに教育活動を行っている。

さらに、「学園の建学の精神に則り、トップレベルの本格的専門学校として次代を見据えた高度な専門性を追求し、社会の期待に応える人を育てる」ことを専門学校として「本校のミッション」に掲げており、「教職員の3つの宣言」として、「私たち教職員は 一、熱い想いで一人ひとりを大切にします 一、トップレベルの専門性を追求します 一、一丸となり教育活動を実践します」、また、「学生の行動指針」として、「一、笑顔で挨拶 一、相手の立場に立った行動 一、常にチャレンジ」を掲げている。

学校の沿革

本校は、1984年(昭和59年)4月に広島工業大学附属広島情報専門学校として開校し、同時に情報システム工学科を開設した。その後、1985年(昭和60年)4月から2013年(平成17年)4月にかけて、建築学科(2年課程)、建築専攻科(1年課程)、土木工学科(2年課程)、機械工学科(2年課程)、電気工学科(2年課程)、ITスペシャリスト学科(3年課程)、情報学科(2年課程)、音響・映像メディア学科(2年課程)を開設し、2014年(平成26年)4月には、文部科学省「職業実践専門課程」として、建築学科、土木工学科、機械工学科、電気工学科、ITスペシャリスト学科、情報学科、音響・映像メディア学科の7学科が認定されている。

また、2014年(平成26年)12月には、厚生労働省「専門実践教育訓練指定講座」として認定され 指定講座としては、土木工学科、機械工学科、音響・映像メディア学科の3学科が指定されている。

本校が取り組む産学連携（実戦的職業）教育

①産学連携（実践的職業）教育の初期導入～COOP.教育の導入～

COOP.教育（Co-operative Education）とは、「学校の教室における学習」と「企業での実習経験」を統合した教育プログラムである。

ハーマンシュナイダー博士は、1906年、「エンジニアは、医者や弁護士と同様、教室での学習のみならず実地訓練を積むべきである」と主張、COOP.教育を構想し提唱した。アメリカのノースイースタン大学は、1919年にこの構想を教育カリキュラムに導入している。

本校ではこれを参考に、

- ・導入年：1990年（平成2年）
- ・目的：適職の発見・専門知識・技術の習得・コミュニケーション能力の向上
- ・会議：COOP.協議会 ⇒ 現在の教育課程編成委員会の位置づけ
- ・参加者：企業、関連省庁、学校関係者
- ・時期：年1回
- ・実習：COOP.実習 ⇒ 企業連携による企業内実習の位置づけ
- ・クラス：情報システム工学科（3年課程、3年生）
- ・実習：前期と後期それぞれ1カ月の実習（年2回、2カ月）
（現在で言うインターンシップ）

以下は、COOP.協議会とCOOP.実習の実績である。

回	実施年月	企業数	省庁・団体	学校関係者
第1回	平成2年12月	18社	2団体	12人
第2回	平成3年2月	15社	1団体	16人
第3回	平成3年4月	15社	2団体	17人
第4回	平成3年11月	20社	1団体	17人
第5回	平成4年4月	20社	1団体	15人
第6回	平成5年5月	26社	1団体	17人
第7回	平成6年5月	32社	3団体	17人
第8回	平成7年4月	31社	3団体	12人
第9回	平成8年5月	37社	4団体	12人
第10回	平成9年5月	36社	2団体	11人
第11回	平成10年5月	43社	5団体	12人
第12回	平成11年4月	32社	4団体	10人

※ COOP.教育レポート抜粋

回	実施年月	在籍数	前期実習参加学生	後期実習参加学生	企業見学	前期実習企業	後期実習企業
第1回	平成3年度	38人	95%	76%	15社	9社	21社
第2回	平成4年度	44人	100%	80%	22社	14社	27社
第3回	平成5年度	61人	100%	100%	22社	31社	49社
第4回	平成6年度	62人	92%	92%	11社	26社	46社
第5回	平成7年度	54人	100%	100%	10社	35社	41社
第6回	平成8年度	59人	98%	97%	9社	30社	40社
第7回	平成9年度	34人	97%	97%	5社	20社	26社
第8回	平成10年度	53人	100%	98%	5社	31社	33社
第9回	平成11年度	38人	95%	84%	4社	21社	21社

※対象：情報システム学科（3年課程）3年生
※ COOP.教育レポート抜粋

実習については、平成3年より実施している。主に3年生で、当時は企業見学に参加し、いろいろな企業を見ておいて、その中で自分に合った企業を選んで実習するという方法をとっており、平成11年まで実施した。

実習後の、企業評価として「実習成果『専門知識・技術』『コミュニケーション能力』『業務知識』」についての意見では、「向上した」という評価を多くいただいた。

②COOP.教育からインターンシップ型へ

その後、平成12年からはインターンシップ型へと移行した。

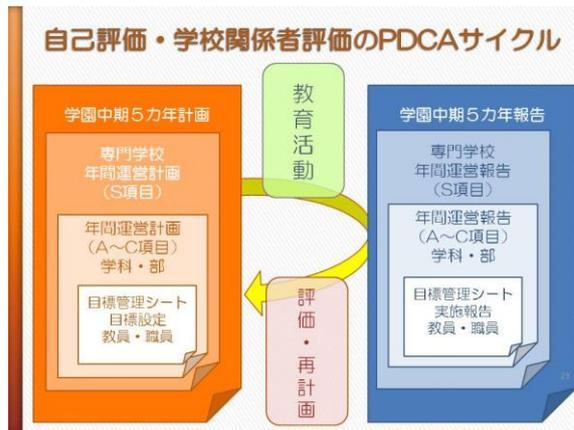
- ・導入年：2000年（平成12年）以降
- ・背景：「インターンシップ型」企業実習が普及
- ・形態：COOP.教育（協議会、実習）の改良版
- ・対象：全学科
- ・実習タイプ1：夏季休業中、1週間～2週間
- ・実習タイプ2：シンガポールでの海外インターンシップ
（1カ月～3カ月で海外交流研修に参加し、希望する学生）

③COOP.教育・インターンシップで期待できる学修

基礎基本である知識・技術を学校で学び、実習を経験することにより、応用力・適応力が身につく、その結果、私見であるが、問題発見・解決能力という、メタ学習・スキルの獲得があると思う。学生は最初インターンシップを嫌がり行きたがらないが、2回目になるといろいろな企業へ自ら進んで行くようになる。これが生きる力に通じる。

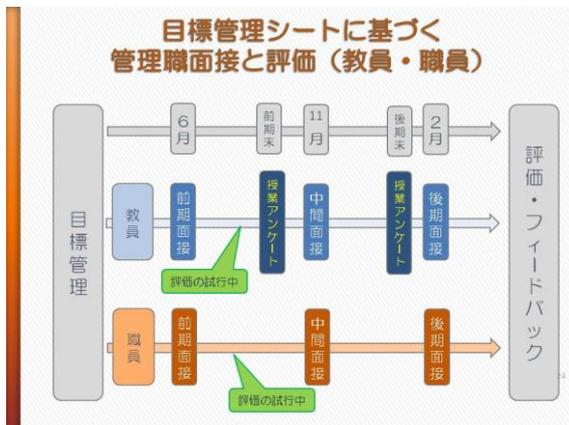
学園・専門学校における自己評価および学校関係者評価

自己評価・学校関係者評価のPDCAサイクル



鶴学園の中期5か年計画に基づき、専門学校で重点目標（S項目）を挙げ、さらにA～C項目を各学科もしくは部で挙げ、最終的に教員個人の目標管理シートに落とし込む。これは先ほどのIGLさんと非常に似た内容のシートである。そして教育活動を行い、1年後には各項目ごとに評価し、再計画にフィードバックするという大きな流れになっている。

目標管理シートに基づく管理職面接と評価（教員・職員）



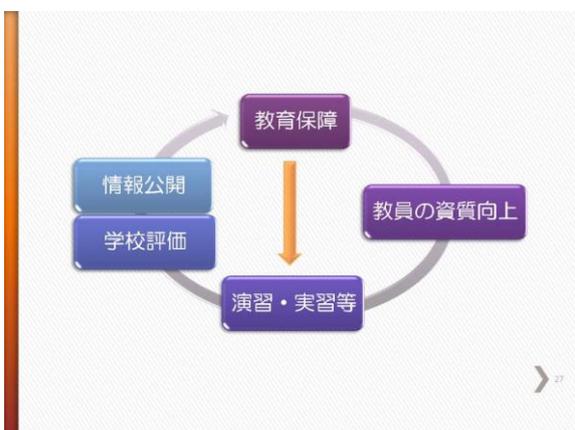
スケジュール的には左のようになる。「評価の試行中」ということを入れているが、現在は最終的に人事考課による処遇にまで反映するということまではできていない。

職業実践専門課程の本校の取り組み

文科省「職業実践専門課程」認定要件としては、

1. 企業などが参画する「教育課程編成委員会」を設置し、カリキュラムの編成等を行う。
2. 企業などと連携して、演習・実習などの授業を行う。
3. 企業などと連携して、最新の実務や指導力を習得するための教育研修を実施する。
4. 企業など、学校に関係する外部委員が参画し、学校の評価を行う（学校関係者評価）。
5. 学校のカリキュラムや教育活動について、HPで情報提供を行う。

と定められていることは皆さんご承知の通りで、職業実践専門課程が求める教育体系（企業と連携した実践的職業教育の推進）としては下図がよく使われている。



職業実践専門課程の認定を受けた学科

本校で職業実践専門課程の認定を受けた学科は以下のとおりであるが、「部会」とあるのは、関連学科の教員と外部の委員の先生に参加いただくものを「部会」と呼んでいる。

職業実践専門課程の認定を受けた学科

学科名	修業年限	部会
建築学科	2年	建築部会
土木工学科	2年	土木部会
電気工学科	2年	電気部会
機械工学科	2年	機械部会
ITスペシャリスト学科	3年	情報系部会
情報学科	2年	
音響・映像メディア学科	2年	音響・映像部会

教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会の委任と会議開催状況

教育課程編成委員会は学科ごとに設置しており、学校評価委員会は各学科を代表する教員が一堂に会して実施している。

教育課程編成委員会の開催状況は以下のとおりである。企業の方に委員を依頼するが、途中で転籍されたりするため、苦勞しているが、都合で会議に参加できない委員に対しては資料を送付し、後日ヒアリングを実施して意見を聞くよう工夫している。



毎回必ず以下のように開催記録を残している。

教育課程編成委員会の開催記録例（情報系部会）

教育課程編成委員会 開催記録		平成	年度	第 回
情報系部会				
開催日時				
開催場所	広島工業大学専門学校			
テーマ	産学連携授業の充実について			
出席者				
種別	所属	役職名	氏名	
委員	協会・団体	理事		
	企業1	代表取締役		
学校関係者	企業2	代表取締役		
	広島工業大学専門学校	校長		
	広島工業大学専門学校	副校長		
	広島工業大学専門学校	教育部長		
	広島工業大学専門学校	教務室サブリーダー		
	広島工業大学専門学校	情報系学科長		
広島工業大学専門学校	情報系教員			
議題				
1. 前年度会議報告				
2. 今年度の産学連携授業の充実について				
3. カリキュラムについて				
4. インターンシップについて				
5. 他校との比較				
カリキュラム編成に関わる検討事項				

学校関係者評価委員会の開催

学校関係者評価委員会の開催

会議	開催日	参加者	学校関係者
第1回	平成26年6月25日 15:00~17:00	高等学校(1人) 社団法人(1人) 公益財団(1人) 企業(2人) 卒業生(1人)	校長 副校長 教務部長 事務長(書記)
第2回	平成27年3月6日 15:00~17:30	高等学校(1人) 社団法人(1人) 公益財団(1人) 企業(1人) 企業・卒業生(欠席)	校長 副校長 教務部長 事務長(書記)
第3回	平成27年9月15日 15:00~17:30	高等学校(1人) 社団法人(1人) 公益財団(1人) 企業(2人) 卒業生(欠席)	校長 副校長 教務部長 事務長(書記)

※関連資料等は事前に送付し、当日は意見の聴取・交換に時間を充てた。
欠席した委員は、後日訪問し、個別ヒアリングを実施。

学校関係者評価委員会の開催については上記のとおりである。日程調整に苦勞するが、事前に資料を送付し、当日は意見の聴取・交換に時間を充て、欠席した委員には、後日訪問し、個別ヒアリングを実施。

この委員会の意見により「新科目導入」することとなった。

具体例としては科目「文章技術」を導入した。以前より教員間でも学生の表現力・コミュニケーション力が不足しているという議論があり、委員会においても、企業委員からも、新入社員が文書表現力を十分身に付けていないという指摘があったため、平成26年4月より、全学科の学生に、自らの考えを分かりやすく相手に伝えるため、論理的にまとめ文書等で表現することができる力を身に付けることを目的として、半期15コマ学べるようにカリキュラムを組み替えた。

HPによる情報公開としては、「自己評価表」、「学校関係者評価報告書」、「教育レポート」の紹介をしているので、一度ご覧いただきたい。

まとめとして、職業実践専門課程の認定を受けてどうであったかということになるが、成果としては、

- 1 企業連携により、最新設備の見学・先端的実習が可能
- 2 現場の実務者の声を聴くことができる
- 3 学生の意欲向上(メタ学習)につながる
- 4 教員自身の研修・資質向上の機会となる
- 5 企業は建設的な意見を述べてくれる

企業は専門学校への応援団になってくれるので、思っている以上に企業は前向きである。

また、課題としては

1 連携企業の開拓と選定

- ・幅広い専門分野から企業を選定することが難しい。
- ・体制や環境から、学生の受入れが難しい企業も多い。

2 監督官庁の認定を受けている学科の対応

必ず実施しなければならないカリキュラムがあり、そこに実習をはめ込むことに苦労している。

3 教育課程編成委員・学校関係者評価委員の選定

幅広い立場の専門家（協会・有識者）に要請する必要がある。

4 教員・職員の共通認識の必要性

一部の教職員だけが携わるのではなく、全学的に取り組む必要がある。

5 運営上の負担（資料作り、会議日程調整・連絡）

何をどこまでやるのかを最初に決めておくことが大切になる。

6 自己評価・学校関係者評価から第三者評価へ

今後の課題になっている。

再度発表の場が与えられた場合、成果として「学生が増えた」という1行をぜひ入れたい。

講演・事例発表後の質疑応答

回答者 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構
事務局長 真崎 裕子 氏

質問1 学校関係者評価委員会について

委員会の規定が必要か、規定を作ってから進めるのか。

回答 規定が必要だと考えている。学校としてのルールということで、学則に定めるのが一番いいと思うが、細かいことを学則に定めるわけにもいかないなので、手引きの55ページに規程の例が掲載されている。

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づく学校評価マニュアル（特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構）から転載している。これを参考に規定を作成し、学校のルールとして実施していることを明確にする必要があると思える。

質問2 評価委員の人数について

委員を依頼するのに苦労している。最低何名必要か。卒業生・企業・関係団体から3名と考えてよいのか。

回答 学校によっても、また、職業実践専門課程の認定を受けている、または申請中等の条件によって違うが、ガイドライン20ページの選出区分により、卒業生・保護者・高等学校教員・企業関係者・地域住民等と考えると、7～8名くらいが適当かと思える。

また、委員会の回数に関しても、手引きの32ページに記載があるが、初年度は2回であった学校も、次年度以降回数を増やしている傾向にある。

質問3 職業専門大学（仮称）の申請条件としての第三者評価の必要性

職業専門大学（仮称）の申請条件として、第三者評価が必要になるか。

回答 有識者会議の制度設計の資料によると、認証評価は必要だということになっている。大学で4年生の学部は、7年に1回の認証評価を課している。専門職大学院は認証評価にプラスして分野別評価が課されている。このことから、専門職大学院に近い認証評価になるのではないかと考えられるが、認証評価が導入されることは間違いないと思う。大学体系に位置付けられる学校のため、新学校種だけ実施しないということはバランス的にもないと思える。

ただし、私見であるが、制度であるので、新学校種になって、学校が4年で完成してから1年目に受けなければならないと義務づけられると思う。卒業生を出してからでない第三者評価は行えない。

文部科学省委託事業「学校評価の充実」研修会出席者

	学 校 名	役 職	氏 名
1	IGL医療福祉専門学校	理事長	永見 憲吾
2	広島工業大学専門学校	副校長	坂本 登美子
3		教育部長	吉本 恒雄
4	広島コンピュータ専門学校	校 長	岡本 正之
5		副校長	世羅 秀幸
6			長尾 祐一
7	広島情報専門学校	校 長	北迫 隆
8	専門学校広島工学院大学校	校 長	半明 英幸
9	専門学校広島自動車大学校		豊原 俊之
10	広島高等歯科衛生士専門学校	事務長	山本 忠昭
11			三好 雅子
12			磯田 操
13			埴 恵
14	広島デンタルアカデミー専門学校	校 長	三宅 雄次郎
15		学科長	香川 周平
16		事務長	山中 雅生
17	朝日医療専門学校広島校		林 常喜
18	朝日医療専門学校福山校	校 長	東 京太郎
19	広島酔心調理製菓専門学校		銅木 栄治
20	専門学校マインドビューティーカレッジ		反田 真奈美
21	広島美容専門学校	校 長	山廣 康子
22		副校長	周藤 秀明
23	IGL医療福祉専門学校	校 長	野村 俊之
24		副校長	今田 能之
25		教務部長代行	尾野 龍一
26	広島歯科技術専門学校	教務主任	宮田 和彦
27			木村 卓也
28	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校	校 長	中川 潔
29		理 事	竹越 徹
30	尾道福祉専門学校		吉岡 郁子
31	福山福祉専門学校		上杉 誠
32	専門学校福祉リソースカレッジ広島	校 長	三藤 賢二
33	広島Law&Business専門学校	校 長	小川 雅裕
34			沖野 美奈穂
35	広島会計学院電子専門学校	校 長	菅 信博
36			長井 秀樹
37	広島ビジネス専門学校	常務執行理事	難波 浩
38		副校長	五島 慎
39	ひかり服装専門学校	校 長	大本 隆子
40	広島外語専門学校	校 長	熊本 順一
41			新宅 雅樹
42	広島アニマルケア専門学校	副校長	松隈 宗裕
43	専門学校広島国際ビジネスカレッジ		岩崎 勝宏
44		事務長	森元 寛美
45	広島YMCA学園	理 事	堀尾 仁

講演終了後アンケート

「学校評価の充実」研修会アンケート回答

校 名 _____

ご出席者 役職名 _____ お名前 _____

- 1 研修Ⅰ「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」の内容説明について

(①よく理解できた ・ ②ある程度理解できた ・ ③よくわからなかった)

内容についてご意見があればご記入ください。

[_____]

- 2 研修Ⅱ「自己評価・学校関係者評価の実施・公表に取り組んでいる学校の事例紹介（2校）」について

(①とても参考になった ・ ②ある程度参考になった ・ ③あまり参考にならなかった)

内容についてご意見があればご記入ください。

[_____]

- 3 貴校において、自己評価・学校関係者評価を実施する上で課題であるとしている点の解決に向けて参考になりましたか？

(①とても参考になった ②ある程参考になった ・ ③あまり参考にならなかった)

- 4 貴校において、自己評価・学校関係者評価実施上の困難な点や課題となっているものがあれば、具体的に記載ください。

[_____]

- 5 その他、ご意見があればご記入ください。

[_____]

お手数ですが、本状のみFAXまたはメールにて下記までご返送ください。
連盟事務局 FAX 082-227-8479 E-mail : hirosen@hirosenkaku.or.jp

「学校評価の充実」研修会アンケート回答集計

出席校数 26校

回答校数 20校

1 研修Ⅰ「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」の内容説明について

①よく理解できた 10校

②ある程度理解できた 10校

●内容についての意見

- ・項目別の自己評価表（例）というページがあったので、当校の自己評価表を再度見直し、より良きものにしていきたい。
- ・学校評価ガイドライン等の内容については、申請作業を通じてある程度理解はしていたが、自己評価実施率、学校関係者評価実施率、公表率等は大いに参考になった。第三者評価の趣旨、位置づけも改めて理解できた。
- ・第三者評価について理解を深めることができたのでよかった。
- ・第三者評価者としての評価ポイントを詳しく伺えればよいと考えた。

2 研修Ⅱ「自己評価・学校関係者評価の実施・公表に取り組んでいる学校の事例紹介（2校）」について

①とても参考になった 10校

②ある程度参考になった 9校（1校途中退出のため、未記入）

●内容についての意見

- ・各種評価会議の諸準備、資料作成等を考慮すると大変な労力を強いられることが理解できた。広島工業大学専門学校は随分前から手がけており、すばらしいと思った。
- ・2校とも中期計画を立て、自己申告等に対する個別面接も行うなど、管理もしっかり行われている。また、委員会も、学科ごとに委員を選定し、評価結果についても詳細に文章にまとめているなど、とても参考になった。
- ・事例紹介については、具体的な説明により、参考になった。当校としては遅れをとらないよう取り組んでいきたいと感じた。
- ・しっかり取り組んでいच्छることが理解できた。

3 貴校において、自己評価・学校関係者評価を実施する上で課題であるとしている点の解決に向けて参考になりましたか？

①とても参考になった 8校

②ある程度参考になった 12校

4 貴校において、自己評価・学校関係者評価実施上の困難な点や課題となっているもの

のがあれば、具体的に記載ください。

- ・学校関係者評価委員会の開催回数を増やした方が良いのは理解できるが、開催準備（委員の日程すり合わせ等）の負担が大きい。また、評価結果からどのように具現化していくのが問題点。
- ・小人数の教職員の学校では、あらゆる面での負担が大きい。
- ・自己評価は5年位前からやっていたが、学校関係者評価に踏み出していなかったため途絶えてしまった。今後はそれに向けて頑張りたいと思った。
- ・自己評価の取りまとめ、学校関係者評価委員会の開催準備、評価結果の集約等々手間がかかることもあるが、必要性は感じている。ただ、任期満了後の新委員選定も新たな課題となりそう。
- ・事務局（資料作成）の負担が大きい。学校関係者評価委員への情報提供の在り方が課題。
- ・学校関係者の「ものさし」が人によって異なる。また意見等をどこまで取り入れるかが難しい。

5 その他、ご意見があればご記入ください

- ・小規模の学校の事例を聞きたかった。
- ・自己評価・学校関係者評価がシステム化するまで頑張りたい。
- ・今回の研修会は特に有意義な内容であった。学校評価に対する再認識ができた。「評価のための評価」ではなく、本質を捉えた質の高い取り組みが不足していると感じ、反省している。
- ・今後の学校運営、自己点検、自己評価に役立てたい。
- ・研修会の説明や、事例紹介の内容を持ち帰り、学内にて検討し、今後の取り組みについて役立てたい。
- ・機会があれば第三者評価の研修もお願いしたい。

第3章 事業成果と課題

1-1(1) 事業実施の成果目標（実施計画書記載）

専修学校・各種学校の教職員を対象とした学校評価に関する研修モデルを実証し、主に下記の観点からとりまとめる。

- ① 広島専各連加盟の専修学校全校が学校評価を実施することを目標とする。
- ② 次年度以降の研修会に向け、研修会の準備段階から、研修実施後のフォローアップまでの工程を報告書にまとめる。
- ③ 研修後アンケートを実施し、研修会の効果を把握する。また、各校の事例発表の紹介や、「専修学校における学校評価ガイドライン」や、「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」の改善提案等をまとめる。
- ④ 研修後の連盟理事会において、アンケート結果と合わせて研修を振り返る。

1-1(2) 事業実施の成果と課題

- ① 「研修後の連盟理事会において、アンケート結果と合わせて研修を振り返る。」との目標に対しては、アンケートの実施と、本連盟12月理事会において総括を行った。
- ② 「研修後アンケートを実施し、研修会の効果を把握する。また、各校の事例発表の紹介や、『専修学校における学校評価ガイドライン』や、『学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～』の改善提案等をまとめる。」という目標に対しては、アンケートを実施した結果、出席者への理解は進んでいると思うが、取り組み中の学校も多く、『専修学校における学校評価ガイドライン』や、『学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～』の改善提案等をまとめる。」までには至っていない。
- ③ 「広島専各連加盟の専修学校全校が学校評価を実施することを目標とする。」としたが、下記の意見もあり、全校実施は難しい状況である。
アンケートより「小人数の教職員の学校では、あらゆる面での負担が大きい。」との意見があった。
理事会での総括でも、「小規模の学校では教職員への負担が大きく、学校関係者評価の取り組みは難しい。」また、「学校規模の大小によって学校評価に対する意識の違いがあることは事実であり、連盟の力だけでは全校実施は難しい。県学事課か

らの指導が必要と思える。」等の意見があり、来年度以降も県学事課との協力体制が不可欠である。

- ② 「次年度以降の研修会に向け、研修会の準備段階から、研修実施後のフォローアップまでの工程を報告書にまとめる。」としており、来年度も引き続き研修会は実施予定である。本連盟は、毎年度、加盟校に対する研修会を実施しており、研修の実証に関する体制等は整っている。

ただし、研修実施後のフォローアップについては検討を要する。

2—(1) 事業終了後の方針について（成果の活用、継続性、発展性 等）（実施計画書記載）

研修を実証してとりまとめた成果物について、ホームページで公開し、広く専修学校・各種学校に周知する。また、次年度以降は（公社）広島県専修学校各種学校連盟において自立的な研修に組み込み、内容の改善・充実を行う。

2—(2) 事業終了後の方針について

2—(1)のとおり、本報告書を、ホームページで公開し、広く専修学校・各種学校に周知する。

また、前項1—(1)②に記載したとおり、次年度以降も本連盟において自立的な研修に組み込み、「広島県の加盟校全校が学校評価を実施することを目標にする」という当初の目標を継続して、内容の改善・充実を行う。